平成２７年（フ）第４９９９号
大阪市住之江区粉浜３丁目13番９―412号
債務者　後藤　順子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０３４号
大阪市住吉区長居３丁目４番３号　プレアール長居公園Ⅲ　３Ｃ号
債務者　麻尾　達也
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０７８号
大阪市住之江区西住之江３丁目６番27―206号、前住所大阪市淀川区新北野１丁目６番２―901号
債務者　遠藤　　久
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０２号
大阪府高槻市京口町11番26号　京口住宅18号、前住所大阪府高槻市安満北の町９番７号
債務者　藤淵　直樹
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９６号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番２―404号
債務者　小川　惠三
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９７号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番２―404号
債務者　小川　栄子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７号
大阪市住吉区大領４丁目２番16号　久保文化２Ｆ
債務者　井阪　　緑
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２９号
大阪市天王寺区小橋町１番20―207号
債務者　白川　　茂
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９９号
大阪府東大阪市池島町３丁目３番５号　リビーナ東花園　405号室
債務者　伏見真樹子（旧姓大迫）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１号
大阪市此花区春日出南２丁目４番29号
債務者　長尾　知美（旧姓福井・山下）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０２号
大阪府枚方市星丘３―１―24―201、住民票上の住所大阪市生野区鶴橋４丁目１番38号
債務者　中西登代子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５号
兵庫県宝塚市すみれガ丘１丁目３番６号
債務者　日下　誠吾
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第９号
兵庫県伊丹市鋳物師１丁目85番地　１階５号、前住所兵庫県伊丹市行基町３丁目151番地グリーンマンション203号
債務者　新角こと　新角謙四郎
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
兵庫県芦屋市高浜町４番１―1643号
債務者　多田由美子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目18番地の40　グランディール園田201号
債務者　川添　　紘
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８号
北九州市八幡西区上香月３丁目９番10号
債務者　西田　悦子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６号
北九州市小倉北区大畠３丁目３番51号（さわやか大畠壱番館）
債務者　波多江公司
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部